

ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議案

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認できない。

また、ロシアのプーチン大統領は今回の軍事侵攻に際し核兵器の使用を示唆するような発言をしているが、このことは、被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」との思いから、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願うヒロシマの心を踏みにじるもので、強い憤りを覚える。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻とプーチン大統領の発言に対して、厳重に抗議する。

ロシアは即時にロシア軍による攻撃を停止し、ウクライナから完全撤退するよう、また、関係国政府においては一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月1日
広島市議会